

譲渡性預金

(2022年4月1日現在)

1. 商品名と概要	譲渡性預金 <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>譲渡性預金とは、払い戻し期限(満期日)の定めがある預金ですが、一般の定期預金とは異なり、譲渡禁止の特約がなく当金庫の所定の手続きにより譲渡が可能な預金をいいます。</p> </div>
2. ご利用いただける方	団体のお客さま
3. 期間	
期日指定方式	1日以上10年以下 * 満期時は、現金払いのお取り扱いになります。(自動継続方式のお取扱いはできません。)
4. お預け入れ方法	
(1) お預け入れ方法	一括してお預け入れいただけます。
(2) お預け入れ金額	5,000万円以上
(3) お預け入れ単位	1円単位
5. 払い戻し方法	満期日以後に一括して払い戻しいたします。
6. 利息	
(1) 適用金利	お預け入れ時における当金庫所定の利率を満期日まで適用します。
(2) 利払い方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ すべて単利型となります。 ・ 預入期間2年未満のものは満期日以後に一括してお支払いいたします。 ・ 預入期間2年以上のものは中間利払いを行います。 中間利払日…お預入日の1年ごとの応当日 中間利払時の利率…約定利率と同率
(3) 計算方法	付利単位を1円とし、1年を365日とする日割計算を行います。
7. 税金	総合課税(非課税法人の場合は非課税)
8. 手数料	_____
9. 付加できる特約条項	_____
10. 満期日前解約(中途解約)の取り扱い	この預金は、満期日前に解約(中途解約)することはできません。
11. 預金の譲渡	<ul style="list-style-type: none"> ・ この預金は、一般の定期預金とは異なり、譲渡禁止の特約がなく、利息とともに譲渡することができます。譲渡する場合は、当金庫所定の「譲渡通知書」を提出してください。 ただし、経過分の利息とともに譲渡でき、元本のみまたは利息のみの譲渡はできません。 ・ 譲渡方法は指名債権譲渡の方法によります。
12. 重要事項等	この預金は預金保険の対象商品ではありません。
13. 金利情報の入手方法	窓口または当金庫担当者にお問い合わせください。

14. 苦情処理措置(ろうきんへの相談・苦情・お問い合わせ)	ご契約内容や商品に関する相談・苦情・お問い合わせは、お取引店または下記のフリーダイヤルをご利用ください。 【近畿労働金庫 お客さまセンター】 受付時間: 平日 9:00～18:00 電話番号: 0120-191-968 なお、苦情対応の手続きについては、別途パンフレット「当金庫の苦情処理措置および紛争解決措置について」を用意しておりますのでお申し付けいただくか、当金庫ホームページをご覧ください。 ホームページアドレス https://www.rokin.or.jp/						
15. 紛争解決措置(第三者機関に問題解決を相談したい場合)	<ul style="list-style-type: none">紛争解決のご相談先として下記の第三者機関をご案内します。下記以外の「第三者機関」については、「当金庫の苦情処理措置および紛争解決措置について」をご請求いただくか、当金庫ホームページでご確認ください。 <table border="1" data-bbox="555 779 1428 1126"><tr><td style="text-align: center;">【公益社団法人 民間総合調停センター】</td></tr><tr><td style="text-align: center;">受付時間：平日 9:00～17:00 電話番号：06-6364-7644</td></tr><tr><td style="text-align: center;">【弁護士会】</td></tr><tr><td>・「東京弁護士会紛争解決センター」 受付時間：平日10:00～12:00、13:00～16:00 電話番号：03-3581-0031</td></tr><tr><td>・「第一東京弁護士会仲裁センター」 受付時間：平日10:00～12:00、13:00～16:00 電話番号：03-3595-8588</td></tr><tr><td>・「第二東京弁護士会仲裁センター」 受付時間：平日 9:30～12:00、13:00～17:00 電話番号：03-3581-2249</td></tr></table> <p>※ 全国「ろうきん」の中央機関である「一般社団法人全国労働金庫協会」の「ろうきん相談所(受付時間:平日 9:00～17:00 電話番号:0120-177-288)」へお問い合わせいただいた場合は、上記「弁護士会」をご案内しています。</p> <p>※ お客さまから、上記「弁護士会」に直接お申し出いただくことも可能です。なお、上記「弁護士会」は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で問題の解決を図る方法(現地調停)、②当該地域の弁護士会に問題を移管し解決する方法(移管調停)もあります。</p> <p>※ ご利用にあたっての詳細については、各機関へお問い合わせください。</p>	【公益社団法人 民間総合調停センター】	受付時間：平日 9:00～17:00 電話番号：06-6364-7644	【弁護士会】	・「東京弁護士会紛争解決センター」 受付時間：平日10:00～12:00、13:00～16:00 電話番号：03-3581-0031	・「第一東京弁護士会仲裁センター」 受付時間：平日10:00～12:00、13:00～16:00 電話番号：03-3595-8588	・「第二東京弁護士会仲裁センター」 受付時間：平日 9:30～12:00、13:00～17:00 電話番号：03-3581-2249
【公益社団法人 民間総合調停センター】							
受付時間：平日 9:00～17:00 電話番号：06-6364-7644							
【弁護士会】							
・「東京弁護士会紛争解決センター」 受付時間：平日10:00～12:00、13:00～16:00 電話番号：03-3581-0031							
・「第一東京弁護士会仲裁センター」 受付時間：平日10:00～12:00、13:00～16:00 電話番号：03-3595-8588							
・「第二東京弁護士会仲裁センター」 受付時間：平日 9:30～12:00、13:00～17:00 電話番号：03-3581-2249							
16. その他参考となる事項	満期日以後の利息は、付利されません。						